

第４期宮城県文化芸術振興ビジョン

中間案

令和７年１０月１５日時点

令和８年 月

宮 城 県

～ 目 次 ～

第1章	第4期ビジョンの策定にあたって	1
1	第4期ビジョン策定の趣旨	1
2	第4期ビジョンの位置付け	1
3	第4期ビジョンの期間	1
4	第4期ビジョンで対象とする文化芸術の範囲	2
第2章	文化芸術を取り巻く現状と課題	3
1	文化芸術を取り巻く環境の変化	3
(1)	人口減少と少子高齢化の進行	3
(2)	SDGs達成に向けた取組の推進	3
(3)	東日本大震災を始めとする自然災害からの復興	3
(4)	新型コロナウイルスの影響	4
(5)	デジタル化の進展	5
(6)	国際化の進展	5
2	国の動き	6
(1)	「文化芸術振興基本法」の一部改正	6
(2)	「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定	6
(3)	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定	6
(4)	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定	6
(5)	「文化財保護法」の一部改正	7
(6)	「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定	7
(7)	「エンタメ・クリエイティブ産業戦略」の策定	7
3	宮城県の文化芸術の状況	8
(1)	「新・みやぎの将来ビジョン」の策定	8
(2)	県の文化施策の状況	9
(3)	県内の文化活動の状況	11
(4)	アンケート結果	12
4	第3期ビジョンの取組	17
方針1	文化芸術の持つ力の活用	17
方針2	文化芸術の振興と継承	18
方針3	あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり	21
5	文化芸術を振興する意義	24

第3章	基本目標とめざす姿.....	25
1	基本目標.....	25
2	めざす姿.....	26
第4章	施策の展開.....	27
1	施策体系図.....	27
2	重点的施策.....	28
3	各施策の説明.....	29
方針1	文化芸術の持つ力の活用.....	29
方針2	文化芸術の振興と継承.....	32
方針3	あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり.....	37
第5章	推進体制.....	42
1	推進体制.....	42
2	進行管理.....	44

第1章 第4期ビジョンの策定にあたって

1 第4期ビジョン策定の趣旨

本県では、文化芸術の振興を図るため、平成17年7月に「宮城県文化芸術振興ビジョン」を策定し、その後、平成28年3月に「第2期宮城県文化芸術振興ビジョン」（以下「第2期ビジョン」という。）を、令和3年3月に「第3期宮城県文化芸術振興ビジョン」（以下「第3期ビジョン」という。）を策定しました。

今回、令和7年度をもって第3期ビジョンの期間が終了することに伴い、新型コロナウイルス感染症の長期化による事業の停滞や少子高齢化等の人口動態、その後令和10年度の新県民会館の開館をはじめとした県内文化施設等の再整備など、県内における鑑賞・体験環境の大きな変化等を踏まえ、県の文化芸術の一層の推進を図るため、「第4期宮城県文化芸術振興ビジョン」（以下「第4期ビジョン」という。）を策定することとしました。

2 第4期ビジョンの位置付け

第4期ビジョンは、宮城県文化芸術振興条例（平成16年宮城県条例第56号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき策定するものであり、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針及び総合的に展開すべき施策の方向性を示すものです。また、県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業の中長期的目標である「新・宮城の将来ビジョン」（令和3年度から令和12年度まで）や、その他の県の関連する計画との整合を図りながら策定しました。

さらに、第4期ビジョンは、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として位置付けるものです。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）第8条第1項に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」としての位置付けも有するものです。

3 第4期ビジョンの期間

第4期ビジョンの期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 第4期ビジョンで対象とする文化芸術の範囲

第4期ビジョンが対象とする文化芸術の範囲は、法令の内容を踏まえるとともに、第3期ビジョンに引き続き、文化を生み出す過程における方法や行動様式も文化と捉え、以下のとおりとします。

区 分	範 囲
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等（メディア芸術を除く。）（法第8条、条例第5条）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術（法第9条、条例第5条）
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等、我が国古来の伝統的な芸能（法第10条、条例第7条）
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等（伝統芸能を除く。）（法第11条、条例第5条）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化等の生活に係る文化（法第12条、条例第6条）
国民娯楽	囲碁、将棋等の国民的娯楽（法第12条）
出版物等	出版物及びレコード等（法第12条）
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術（法第13条、条例第7条）
その他	街並み、景観、自然環境、地域産業、祭礼行事、建築・デザイン、思想、社会芸術等

第2章 文化芸術を取り巻く現状と課題

1 文化芸術を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

宮城県の人口は、平成15年（2003年）の推計人口237万1,683人をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）の国勢調査では、230万1,996人となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年（2050年）の宮城県の人口は、約183万人になると見込まれており、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）は、今後さらに減少しますが、老年人口（65歳以上）は増加し、高齢化率は39.4%に達すると見込まれています。

今後、こうした人口減少や少子高齢化の進行は、多岐にわたる分野に影響をもたらすことが想定され、文化芸術の分野においても担い手不足の大きな要因となり、地域の豊かな伝統や文化の存続に影響を及ぼすことが考えられます。

(2) SDGs達成に向けた取組の推進

平成27年9月、「国連持続可能な開発サミット」において、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsでは、全世界の共通の課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動など様々な課題を解決し、「誰一人として取り残さない」世界の実現を目指すために17のゴールが設定されています。

SDGsの推進は、地方創生の実現に資するものであり、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、地域社会やコミュニティ等における人の交流や繋がり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、誰一人取り残されることがない包摂的な社会を実現することの重要性が高まっています。

(3) 東日本大震災を始めとする自然災害からの復興

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災により、本県は沿岸部を中心に極めて甚大な被害を受け、文化芸術の分野においても文化施設や文化財が大きな被害を受けたほか、震災直後は文化芸術活動が過度に自粛されるといった傾向が見られました。

また、令和元年に発生した東日本台風や令和4年に発生した福島県沖を震源とする地震や大雨など、東日本大震災後も自然災害により県内各地で人的・物的な被害がもたらされ、文化芸術の分野においても文化施設への被害による活動の停滞等の影響を受けました。

このような中、県はビジョンに基づく文化芸術振興の取組を継続しながら、人々の心を癒したり希望を与えたりしてくれる文化芸術の力を県民の心のケアに活用すべく、文化庁の事業等も活用しながら、県内各地でアウトリーチやワークショップなどの事業を展開してきました。

(4) 新型コロナウイルスの影響

令和2年2月以降、我が国において新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大し、同年4月には緊急事態宣言が全都道府県に発出され、外出や催物開催の自粛要請が出されました。このため、学校の休校や時差出勤、テレワーク、オンライン会議などが推奨されるなど、あらゆる社会経済活動が制限され、文化芸術の分野においてもイベントや公演を相次いで中止せざるを得ない状況が続きました。

同年5月25日には緊急事態宣言が解除され、国は同日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改正しました。これを踏まえ、公益社団法人全国公立文化施設協会は「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を示しました。これらの対処方針等では、イベント開催に関する規模要件（人数上限、収容定員の50%以下）が示されるとともに、密閉、密集、密接のいわゆる3密を避けるため、公演会場で座席の最前列席と舞台との距離を十分に確保すること、前後左右を空けた席配置にすることなど、具体的な方策が定められました。

しかしながら、文化芸術は、舞台芸術など濃密な空間でライブ鑑賞することが醍醐味のひとつとされているものや、閑散とした公演会場では真価を発揮できないものも多く、いかに新型コロナウイルス感染症対策と文化芸術活動の両立を図っていくかが大きな課題となりました。こうした中、多くの自治体において、コロナ禍における文化芸術活動への支援が展開され、宮城県においては、みやぎ文化芸術応援事業「トモシビ・プロジェクト」を実施し、活動の自粛を余儀なくされたアーティスト等が制作した動画作品をWeb上で配信することで、文化芸術活動を支援するとともに、県民に在宅で文化芸術を鑑賞できる環境を整備しました。

（５）デジタル化の進展

インターネットを活用した映像配信等、文化芸術分野におけるデジタル技術の活用はこれまでも進んでいましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により更にその活用が促進され、県内においても、音楽や舞台芸術等の動画配信や遠隔地とのコミュニケーションの活発化等、文化芸術に触れる方法や媒体の多様化につながりました。また、このことは障害のある方や子育てをしている方等、移動に困難がある方のアクセシビリティを向上させる可能性もあり、今後もデジタル技術を上手に取り込みながら文化芸術を発展させることが望まれます。

さらに、デジタル技術を活用した没入型の芸術作品や体験型のデジタルパフォーマンス等、デジタルと文化芸術の融合が特にメディア芸術の分野において多く見られるようになるなど、デジタル技術は文化芸術作品そのものにも広がりをもたらしており、今後も文化芸術とデジタル技術は相互に影響を及ぼしながら発展していくと考えられます。

（６）国際化の進展

平成２１年に約１６，０００人だった県内の在留外国人（平成２４年７月に新しく導入された在留管理制度の対象となる「中長期在留者」及び「特別永住者」を合わせた外国人）は、東日本大震災の影響により一時的に減少したものの、その後も増加を続け、新たな在留資格「特定技能」が創設された令和元年末には約２４，０００人に達しました。その後、令和２年から３年にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により約２１，０００人まで減少しましたが、令和４年以降は再び増加に転じ、令和６年末には過去最高の２９，８７８人となりました。

一方、前述のとおり県内では人口減少が進み、宮城県の人口は平成１５年の推計人口２３７万１，６８３人をピークに減少に転じ、令和２年の国勢調査では２３０万１，９９６人となっています。国立社会保障・人口問題研究所は、２０７０年に我が国の人口は８，７００万人に減少し、このうち約１割を外国人が占めるとの人口推計を公表していることから、今後本県においてもより一層外国人の増加が見込まれ、外国人との共生を図っていく必要があります。

このような中で、文化芸術が生み出すコミュニケーションは、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、多文化共生社会の実現に大きな役割を果たすことが期待されます。

2 国の動き

(1) 「文化芸術振興基本法」の一部改正

平成29年6月に文化芸術振興基本法が一部改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込み、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされ、法律の名称が文化芸術基本法に改められました。

(2) 「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定

文化芸術基本法の規定に基づき、平成30年度から令和4年度までの第1期計画による成果と課題や文化芸術を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とする第2期基本計画が策定されました。この計画では、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組が設定されるとともに、効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するために16の施策群が整理され、具体的な取組が示されています。

(3) 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の制定

文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを目的に、平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することや国及び地方公共団体が取り組むべき事項が明確化されました。

また、平成25年3月には、同法の規定に基づき「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が施行されており、設置者又は運営者が取り組むべき事項が示されています。

(4) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定

平成30年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定され、地方公共団体は、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとなりました。

また、平成31年3月には同法の規定に基づき、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための3つの視点や11の施策の方向性が示されました。

令和5年には第2期計画が策定され、障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開、文化施設及び福祉施設等の連携等による障害者が文化芸術に親しみ参加する機会等の充実、地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築という3つの目標が定められた上で、5年間の計画期間において取り組む11の施策の方向性が示されています。

(5)「文化財保護法」の一部改正

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりなどに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことができるよう、平成30年6月に文化財保護法(昭和25年法律第214号)が一部改正され、平成31年4月に施行されました。これにより、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、都道府県による文化財保存活用大綱の策定や、市町村が作成する文化財保存活用地域計画等の文化庁長官による認定などが制度化されました。

(6)「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の制定

令和2年5月に文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和2年法律第18号)が施行され、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出するため、地域の文化観光を推進するために必要な措置等について定められました。

(7)「エンタメ・クリエイティブ産業戦略」の策定

令和7年6月に経済産業省により「エンタメ・クリエイティブ産業戦略～コンテンツ産業の海外売上高20兆円に向けた5ヶ年アクションプラン」が策定されました。この戦略では、世界的にも中長期的な成長が見込まれるコンテンツ産業を中核としたエンタメ・クリエイティブ産業の活性化に向けた具体的な方策として、アニメや漫画・書籍、映画・映像等の10分野の振興に向けた計100の具体的な取組が掲げられています。

3 宮城県の文化芸術の状況

(1) 「新・みやぎの将来ビジョン」の策定

県では、平成19年3月に県政運営の基本指針である「宮城の将来ビジョン」を策定し、県内製造業の集積促進や生涯現役で安心して暮らせる社会の実現、大規模災害による被害を最小限にする県土づくりなど、様々な施策展開を図ってきました。また、平成23年に発生した東日本大震災により、沿岸部を中心に県全域で極めて甚大な被害を受けたことから、同年10月に10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、「宮城の将来ビジョン」とともに県政運営の最上位計画に位置づけ、『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』などを基本理念として復旧・復興に取り組んできました。

さらに、平成27年10月には、人口減少への対応などを目的とする「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」に基づく「宮城県地方創生総合戦略」を策定し、雇用、移住・定住、結婚・妊娠・出産・子育て、安全安心な暮らしの4つを基本目標として地方創生の取組を推進してきましたが、震災から10年という節目を迎え、今後、本県の人口は本格的な減少局面を迎えることが想定されており、さらに、地域経済・社会の持続可能性の確保、大規模化・多様化する自然災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった時代の転換点に直面する中、宮城の明るい未来を描いていくことが求められることから、これまでの「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、一つの計画に統合するとともに、今後見込まれる社会の変化等を踏まえながら将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするため、令和3年度を初年度とする10か年の「新・宮城の将来ビジョン」を策定しました。

当該ビジョンには政策推進の基本方向「宮城の未来をつくる4本の柱」と、その基本方向に沿った「持続可能な未来」のための8つの「つくる」及び18の取組が掲げられており、文化芸術については、基本方向3の「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」に向けた取組の一つとして、文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興を掲げています。



このビジョンは、県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業を進める上での中長期的目標と位置づけられるものであることから、文化芸術振興ビジョンを推進するにあたり整合が図られるよう配慮していきます。

（２）県の文化施策の状況

県ではこれまで、平成１６年に制定された宮城県文化芸術振興条例第４条第１項の規定に基づき、平成１７年７月に「宮城県文化芸術振興ビジョン」を、平成２８年３月に「第２期ビジョン」を、令和３年３月に「第３期ビジョン」を策定し、各種文化施策を推進してきました。

第２期ビジョンの後半から第３期ビジョンの前半においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により計画していた事業が中止せざるを得なくなるなど文化施策も大きな影響を受けましたが、第３期ビジョンの後半では新型コロナウイルス感染症の発生前の状況まで参加者数等が回復した事業も見られるようになりました。

今後は宮城県美術館のリニューアル（令和８年度）や新県民会館の開館（令和１０年度）等を予定しており、特に、新県民会館については大ホールの座席数の増やスタジオシアター等現在は無い諸室の設置など、施設の規模が大きくなることから、ハード面の着実な整備とともにコンテンツの充実等ソフト面の取組の充実も求められます。新県民会館の基本理念の「アート×エンターテインメント×テクノロジー」に則り、最先端のデジタル技術等を活用したコンテンツの提供のほか、もう一つの基本理念である「人材育成×活動支援×地域連携」に則った文化施設人材の育成に係る取組など、県の文化芸術の中心拠点として、また、東北最高峰の文化芸術拠点を目指して、開館前からプレ事業や人材育成等様々な取組を進めてまいります。

さらに、新県民会館は宮城県民間非営利活動プラザと複合化した施設であることから、互いの機能を確保しつつ、複合化のメリットを生かして、文化芸術やＮＰＯの関係者をはじめとした様々な分野の個人・団体の連携・協働を創出し、より効果的な活動が促進されるとともに、文化芸術が持つ力と多様化するニーズに応えるＮＰＯ活動が融合することで、「文化芸術基本法」や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」に定められた、文化芸術が持つ多様な力の活用や社会的な役割の実現に寄与していくことが期待されます。

【宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設 施設外観イメージ】



【施設全体概要（実施設計時点）】

項目	内容
所在地	仙台市宮城野区宮城野二丁目301-1
敷地面積	約53,000㎡
延床面積	約32,000㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)、鉄筋コンクリート造(RC)、鉄骨造(S)
規模	地上4階、地下1階
施設構成	ホール部門：大ホール 民間非営利活動部門：NPO ルーム、交流サロン、多目的室、共同作業室 など 創造・育成・連携拠点部門：スタジオシアター、スタジオ、練習室、アトリエ など 交流・コミュニティ部門：ギャラリー、アートライブラリー、会議室、交流ひろば など 管理運営部門：事務室、機械室 など



(1) 基本理念

アート×エンターテインメント×テクノロジー

人材育成×活動支援×地域連携

(2) 運営の基本コンセプト

県の文化芸術の中心拠点として、東北最高峰の文化芸術拠点を目指して、裾野拡大と県内文化芸術環境の向上、文化芸術にアクセスしにくい人々や地域への支援

そこにしかない文化を創造し、共に育み、豊かな暮らしを次代につなげる

(3) 県内文化力底上げのための3つ視点

- ①みせる 開かれた劇場を目指して、様々な魅力あるプログラムを提供する
- ②育てる 多様な発見と体験の機会を提供し、次代を担う人材を育成する
- ③広げる 複合施設の機能を活かし、交流・連携・共創・継承の活動を広げる

(3) 県内の文化活動の状況

県内では、県や市町村等の自治体をはじめ、個人や団体等、様々な主体が多彩な文化芸術活動を展開しています。

県としては、宮城県民文化創造の祭典（芸術銀河）事業等で県内各地でアウトリーチやワークショップを開催し、子供を含む県民が文化芸術を鑑賞・体験する機会を創出しているほか、芸術家及び団体の表彰、一年間の県内の文化芸術活動を総括する「宮城県芸術年鑑」の発行、高齢者・障害者の文化芸術活動の発表機会への支援等、あらゆる県民が文化芸術に親しめるよう様々な事業を実施しています。また、図書館や美術館、東北歴史博物館等の施設では常設展や特別展、各種講座等を展開し、県民が文化芸術や歴史に触れる機会を提供しています。

各市町村においては、小学校や福祉施設、公共ホール等を会場として地域住民が生演奏を間近で体験できるアウトリーチや芸術性の高いコンサートを開催しているほか、学校や公共ホール等を会場に舞台や美術のワークショップを開催するなど、地域住民が文化芸術に親しめるよう様々な鑑賞・体験機会を提供しています。また、各地に設置されている博物館や資料館では、地域の歴史や風土、ゆかりのある人物等に関する展示等が行われ、地域の歴史や特色を地域住民や来訪者等に広く発信しています。さらに、文化協会等が主体となって各地で文化祭が開催され、地域住民の文化芸術活動の発表や交流の場となっています。

また、県内には様々なジャンルの広域文化団体がおり、各地で公演や大会を開催するなど活発な活動を行っているほか、様々なジャンルの会員で構成される公益社団法人宮城県芸術協会が昭和39年から主催している「宮城県芸術祭」では、毎年、優れた芸術活動の数々が発表され、県内でも最大級の文化催事となっています。

(4) アンケート結果

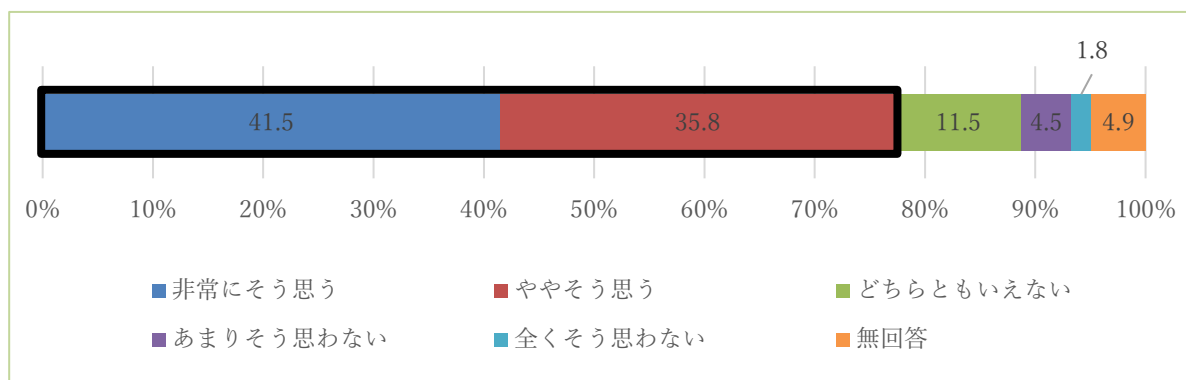
①みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）参加者アンケート

県では、みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）の参加者にアンケートを実施しており、回答者数が同程度であった令和5年度（回答者数1,989人）及び令和6年度（回答者数1,577人）の結果を比較すると下記のようにになりました。

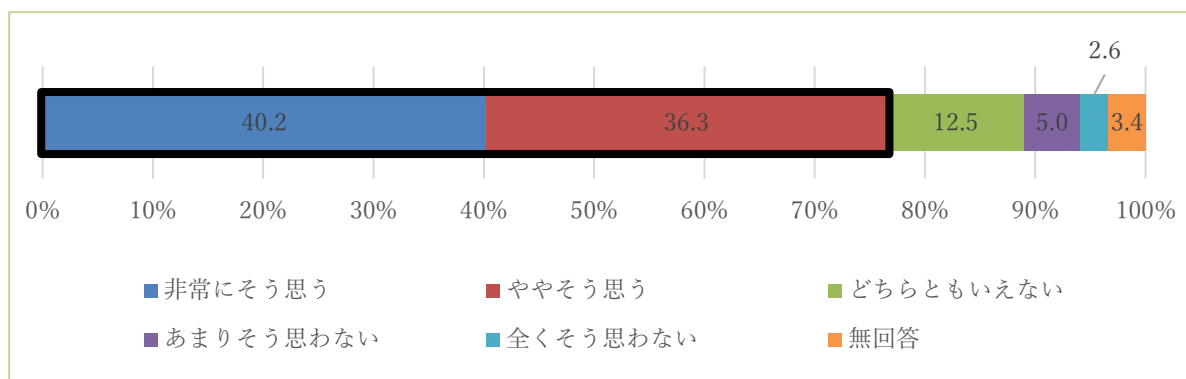
○質問1

「あなたの身近な所で、文化芸術は観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など様々な分野に活用されることで、地域の活性化に役立っていると思いますか。」

令和5年度



令和6年度



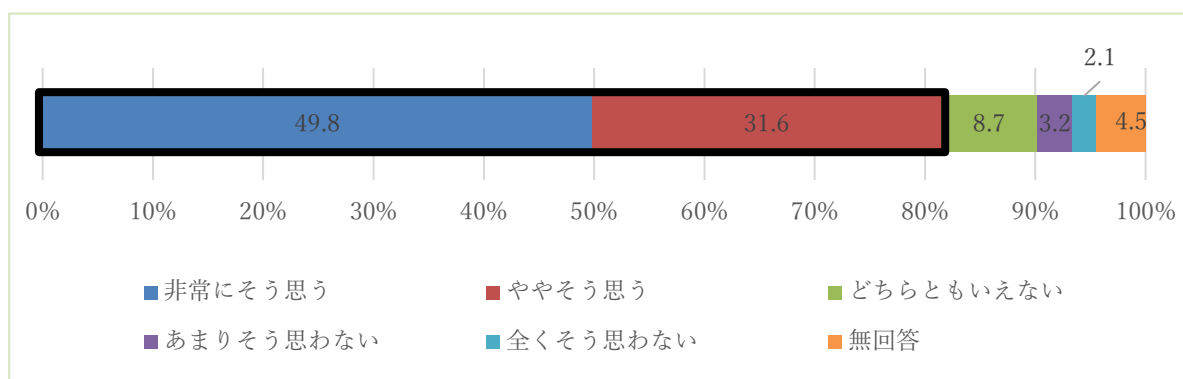
「非常にそう思う」と「ややそう思う」と回答した人の合計の割合は、77.3%から76.5%と若干低下していますが、いずれも高い水準となっています。

文化芸術の様々な分野への活用についてはますますその重要性が高まっており、また、県民に文化芸術の価値や重要性を感じてもらい、継承していこうとする土壌の形成のためにも、文化芸術の活用は今後も重要な取組の一つであると考えます。

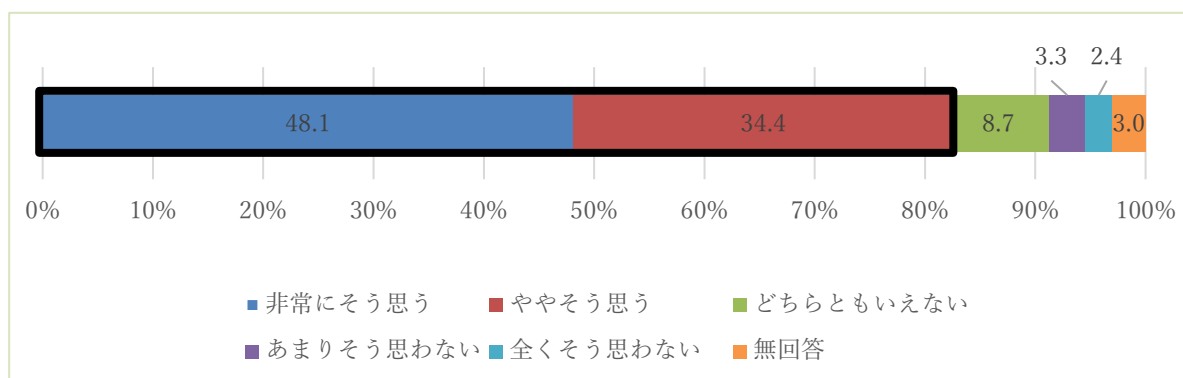
○質問 2

「あなたは、東日本大震災をはじめとする大規模災害で被災した方々や様々な社会不安に対する心のケアのために、文化芸術の果たす役割は大切だと思いますか。」

令和 5 年度



令和 6 年度



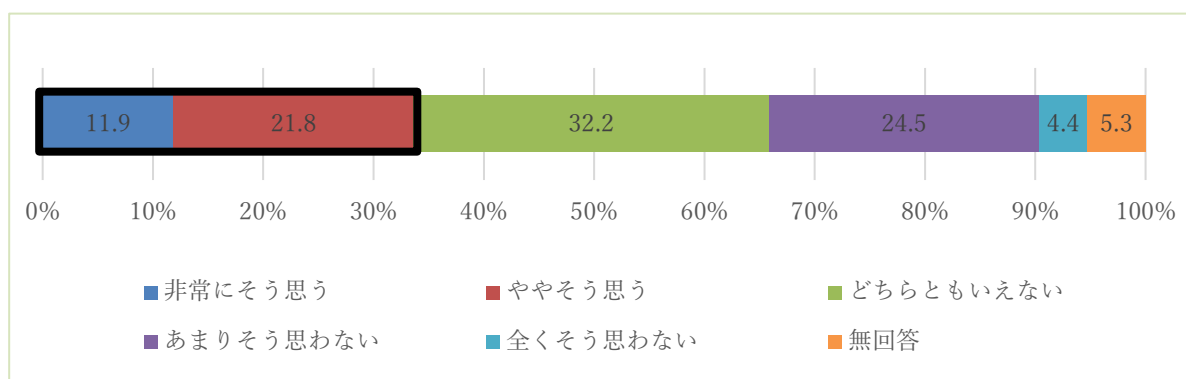
「非常にそう思う」と「ややそう思う」と回答した人の合計の割合は、81.4%から82.5%と若干増加し、いずれも高い水準となっています。

本県は平成23年に発生した東日本大震災により沿岸部を中心に極めて甚大な被害を受け、また、その後も台風や大雨等の自然災害により県内各地で人的・物的な被害を受けました。そのため、県では文化芸術の力を県民の心のケアに活用すべく、県内各地でアウトリーチやワークショップなどの事業を展開してきたことから、このような高い数値となったものと考えますが、今後も新型コロナウイルス感染症等、自然災害に限らず何らかの脅威が発生して人々の生活に大きな変化をもたらし、ケアが必要となる人が生じる場合は今後も考えられることから、引き続き様々な社会不安を抱える方への文化芸術の活用は重要な取組の一つと考えます。

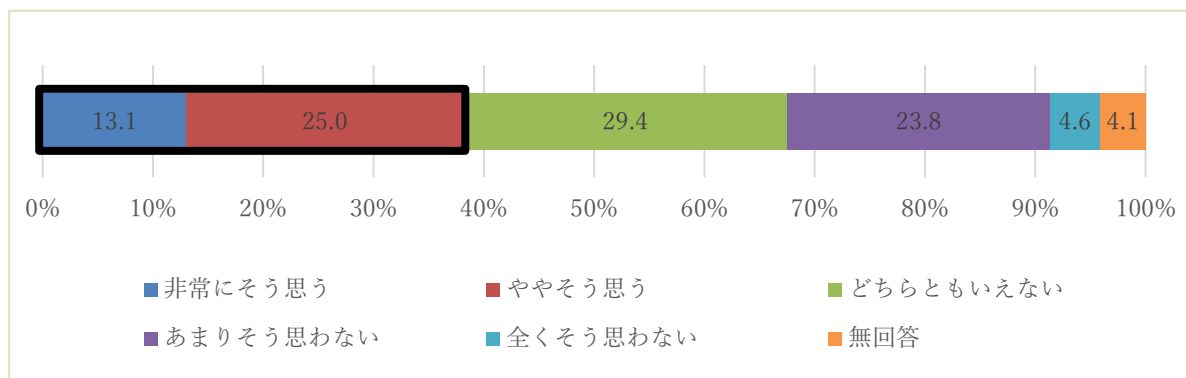
○質問 3

「あなたは、居住する地域にかかわらず、文化芸術作品を創作し発表や鑑賞を行う場が整っていると思いますか。」

令和 5 年度



令和 6 年度



「非常にそう思う」と「ややそう思う」と回答した人の合計の割合は、33.7%から38.1%と増加したものの、いずれも低い水準となっています。

居住する地域にかかわらず全ての県民が文化芸術に触れる喜びを享受できるよう環境の整備等を行うことは県の重要な取組の一つであり、特に新しい県民会館は「県の文化芸術の中心拠点として、東北最高峰の文化芸術拠点を目指して、裾野拡大と県内文化芸術環境の向上、文化芸術にアクセスしにくい人々や地域への支援」を運営の基本コンセプトに掲げていることから、新県民会館の開館を契機に、コンセプトの実現に向けた取組を着実に実行することが重要と考えます。

②文化芸術団体へのアンケート

県内を中心に活動している団体を対象に令和6年に行ったアンケートでは、下記のような課題や要望が挙げられました。

○アンケート依頼先

令和5年度に消費生活・文化課に行事等の後援名義の申請があった団体等 47団体

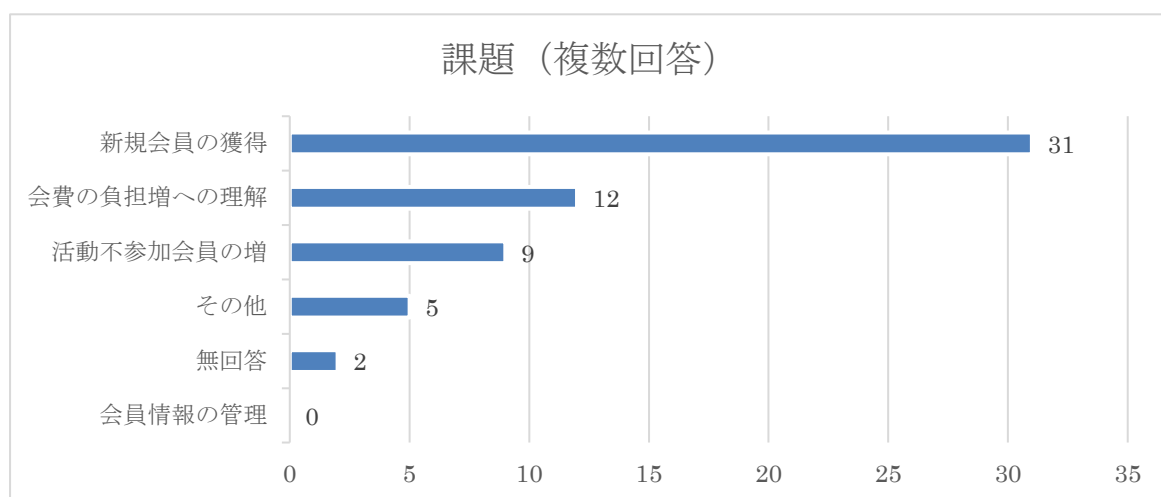
○アンケート回答受付期間

令和6年7月19日（発送）から令和6年8月20日まで

○回収率等

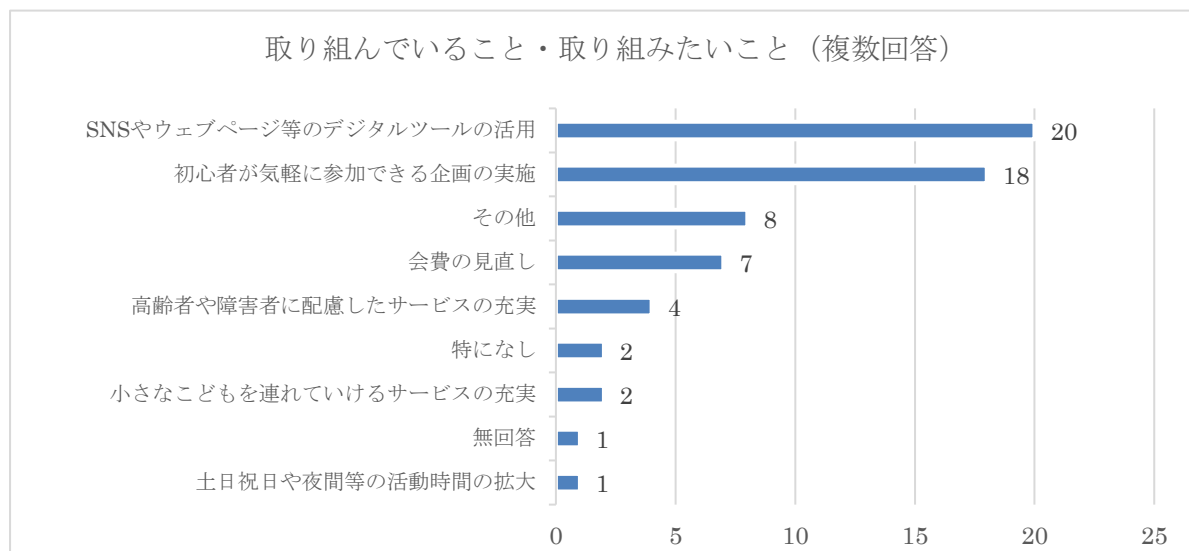
回収数35件 回収率74.5%

- ・会員に関することで課題があると感じていることがあれば教えてください。（複数回答可）

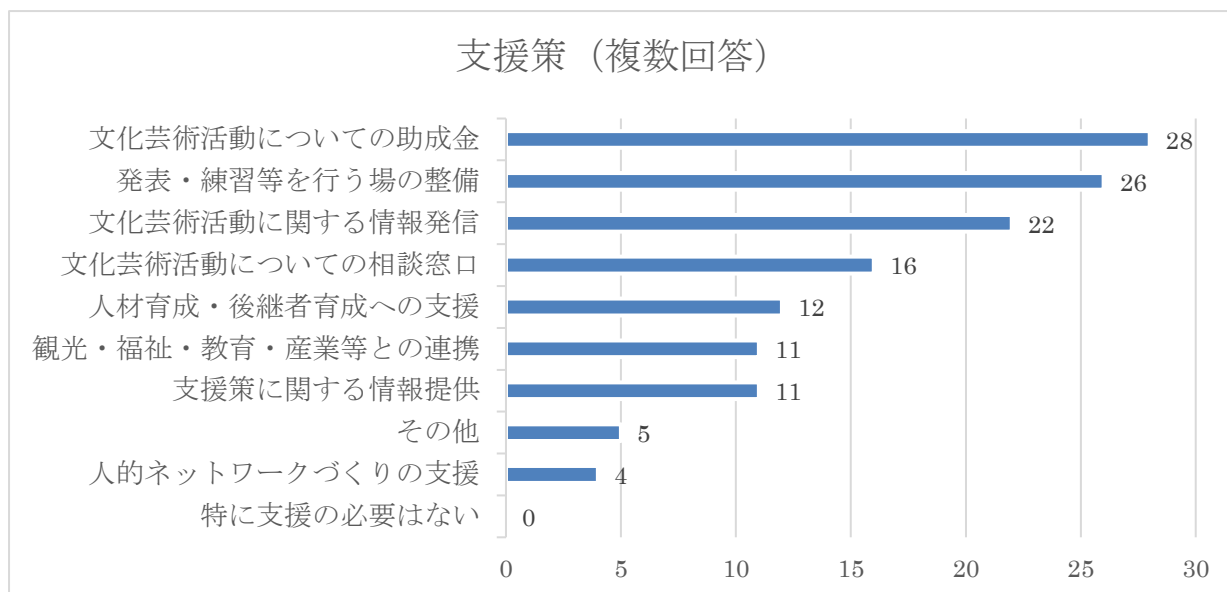


※「その他」の内容：「高齢化（2件）」、「後継者の育成（1件）」等

- ・課題の解決に向けて実施していることや今後取り組みたいことを教えてください。（複数回答可）



・活動を行う上であると良いと思う支援策を教えてください。（複数回答可）



アンケートの結果から、文化芸術団体では新規会員の獲得や後継者の育成を課題に感じ、これらに向けた取組みを進めたり今後進めようとしていたりしている状況であることがわかりました。

また、活動を行う上で、助成金や発表等を行う環境の整備、活動に関する情報発信といった支援が特に求められていることがわかりました。

文化芸術団体が活発に継続した活動を行えるよう、今回のアンケートの結果を意識して施策を推進していきます。

4 第3期ビジョンの取組

県では、令和3年度から令和7年度において、第3期ビジョンに基づき、次のとおり各種施策を推進してきました。その主な取組内容と成果については、下記のとおりです。

方針1 文化芸術の持つ力の活用

○ 文化芸術の力による心の復興事業の実施

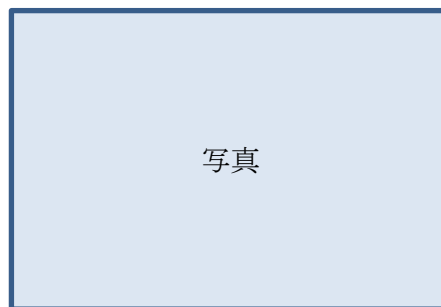
地域、学校、市町村、支援団体等と連携・協働し、被災地域の住民等が文化芸術に触れる機会や、参画・成果発表する場を創出しました。令和3年度から令和6年度までで延べ43の団体・個人が49事業を実施し、延べ参加者は約8千人に上り、文化芸術を通じた被災者の交流やコミュニティ形成など心の復興への取組を支援しました。



R7.1.12 楽しむ！書道ワークショップ in
硯の里雄勝（道の駅硯上の里おがつ）

○ みやぎデジタルフォトライブラリーの活用

地域的特色のある風景や文化、歴史的遺産を観光資源と捉え、日本国内並びに英語圏、中国語圏及び韓国語圏の方々に対してインターネット上から観光情報（画像）の提供を行うシステム「みやぎデジタルフォトライブラリー」を活用することで、国内外に向けて、地域の伝統文化と魅力を発信しました。



（写真の説明）

○ 青年地域活動促進事業の実施

文化的な活動を通じた青年同士の相互交流、開催地住民との交流を促進する取組として、地方青年文化祭を県内7圏域で開催するとともに、宮城県青年文化祭を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和3年度を除いて毎年約3千人が参加し、青年同士のネットワークを構築する場となり、地域づくりの中心として参画する意識の向上や、地域間交流の活性化が図られました。



第72回宮城県青年文化祭 合唱の部

○ 日本遺産推進事業の実施

文化庁に認定された日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」について、毎年約50の事業者の協力を受けながら、ボランティアガイドの育成や小中学生向け文化財見学会、PRイベントへの出店など、文化財のPRを行うことで、地域の活性化を図りました。



日本遺産ガイド養成講座の開催
(多賀城市)

方針2 文化芸術の振興と継承

○ みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）の開催

県、市町村、教育機関、文化施設、文化関係団体等が連携・協力し、広く県民に対して優れた文化芸術の鑑賞と活動成果の発表機会を拡充するとともに、県内で展開される文化芸術活動を総合的に結びつけることにより、宮城らしい創造的な芸術文化圏を創出することを目的に開催しました。毎年、9月から11月を中心に約40の事業を展開してきましたが、参加者数は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた令和2年の8万人から徐々に回復し、令和6年度には100万人を超える方々に参加いただきました。



○ 宮城県芸術祭への支援

県、公益社団法人宮城県芸術協会など8団体の共催により、書道、彫刻、工芸、絵画、華道、写真等の展覧会などを開催する「宮城県芸術祭」を支援しました。参加者数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大きく減少しましたが徐々に回復し、令和6年度には約2万3千人の方々に参加いただき、多くの県民に様々な文化芸術に触れる機会を提供しました。



R6.10.6 第61回宮城県芸術祭
宮城県芸術協会創立60周年記念イベント
「アートのちから」(せんだいメディアテーク)

○ みやぎ県民文化祭への支援

宮城県文化協会連絡協議会が主催する、文化協会会員による伝統芸能、音楽等のステージ発表、書道、絵画、写真等の作品の展示を行う「みやぎ県民文化祭」を支援し、県民の日頃の活動成果を発表する場の提供とともに、約2千人の来場者に文化芸術の鑑賞機会を提供しました。



R6. 10. 19～20 第27回みやぎ県民文化祭
(名取市文化会館)

○ 舞台ワークショップ、美術ワークショップ、音楽アウトリーチ事業の実施

芸術に触れる機会の少ない人へ体験する機会を提供し、将来の地域文化の担い手を育てるため、市町村等との共催によりワークショップやアウトリーチ事業を実施しました。

また、県内の子どもたちや、学校・保育園の職員などを対象に、舞台芸術の豊かさに触れてもらうため、子ども向けの舞台芸術プログラム体験などのイベントを開催しました。毎年、80程度の会場において、約5千人の方に鑑賞だけではなく参加体験の場を提供することができました。



R6. 11. 26 舞台ワークショップ
(白石市立白石第一小学校)

○ 若手芸術家育成事業の実施

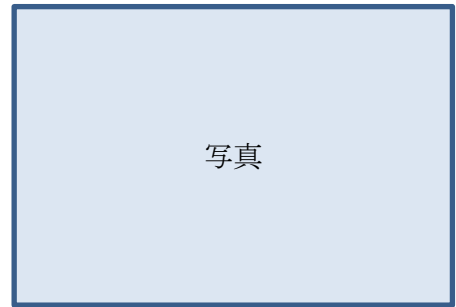
県内高校生の文化芸術に係る表現力を育み、強化するとともに、本県の文化芸術の振興・発展に寄与することを目的として、宮城県高等学校文化連盟との共催により、技術講習会や表現力等の向上を図る取組を実施しました。毎年、500人を超える生徒が参加しており、次代を担う世代への人材育成に寄与することができました。



R6. 11. 7 郷土芸能専門部表現力向上講習会
(名取市文化会館)

○ 芸術選奨、芸術選奨新人賞の授与及び受賞者作品発表等への支援

芸術活動の奨励と振興を図るため、本県の芸術各分野において活発な創作活動を行い、かつ、優れた作品等を発表した個人や団体に「宮城県芸術選奨」、「宮城県芸術選奨新人賞」を合わせて毎年10以内の個人及び団体に授与しました。また、受賞者に対し、受賞を記念した作品の発表等への支援を行うことで、芸術活動の奨励に取り組みました。



(写真の説明)

○ 伝統的工芸品産業振興事業への支援

国又は県の指定を受けた伝統的工芸品産業の産地組合等が行う販売促進、後継者育成等の伝統的工芸品産業振興事業を支援し、本県における伝統的工芸品の販路拡大、認知度向上や後継者の人材確保等に寄与しました。



R6. 7. 11 全国やきもののフェア in みやぎへの出展（夢メッセみやぎ）

○ 史跡等・有形文化財・無形文化財等保存事業の実施

史跡や伝統的建造物等の保存整備を推進するとともに、無形文化財等の後継者育成を支援するなど、文化財の保存と継承に取り組みました。また、令和6年度に多賀城市で開催された「第66回北海道・東北ブロック民俗芸能大会」では、北海道・東北地方の8つの民俗芸能が披露され、約450人が来場するなど民俗芸能の継承と普及に寄与しました。



R6. 10. 27 第66回北海道・東北ブロック民俗芸能大会（多賀城市民会館）

方針3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり

○ 県民ロビーコンサートの開催

県庁舎を県民により開かれたものとし、文化の香り高い交流の場にするとともに、県民への音楽鑑賞機会の提供及び県内で音楽活動をしている者への発表機会の提供を目的として、県庁1階ロビーにおいて年間14回のコンサートを開催しました。吹奏楽や合唱など多彩な演奏機会だけでなく、県のイベント情報等の発信の場としても活用されるとともに、毎年約3千～5千人の方々に鑑賞機会を提供しました。



R6.11.13 県民ロビーコンサート
(県庁1階ロビー)

○ 慶長使節船ミュージアム管理運営等事業の実施

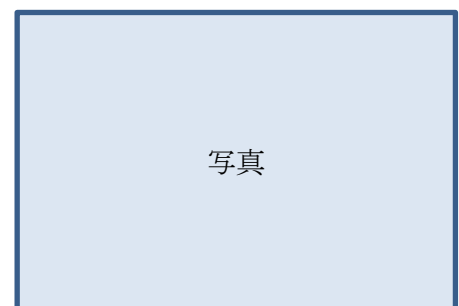
慶長遣欧使節及び帆船の知識並びに海事思想の普及を推進するため、慶長遣欧使節の偉業や船舶技術・船舶文化に関連する資料の展示等により、郷土の歴史や海洋文化の学習の場を提供しました。令和4年11月から改修工事のため休館していましたが、4分の1スケールの復元船をはじめ、大型グラフィックや映像等を駆使したより魅力あるミュージアムに生まれ変わるなど、令和6年10月のリニューアルオープンから令和7年3月までの間に1万人の方に来場いただきました。



復元船

○ みやぎシニアカレッジ運営事業の実施

高齢者の学習意欲の向上と、地域活動の指導者養成を図ることを目的に、県内で5校運営している「宮城いきいき学園」において、短歌や民謡、茶道等の学習活動及び文化祭での発表を行うなど、文化芸術活動の機会を提供しました。毎年100人程度の卒業生を輩出しており、高齢者の健康と生きがいづくりを推進していくための核となる人材育成に寄与することができました。



写真

(写真の説明)

○ 障害者の書道・写真コンテストの開催

障害者の文化・教養を高め、県民への障害についての理解と認識を深めるため、障害者週間等を活用して書道・写真コンテストを実施しました。書道部門では毎年約150～200点、写真部門は毎年約20点の出展があり、障害者の文化・教養の向上と作品展示の機会を提供するとともに、県民の障害に対する理解の促進を図りました。



R6. 12. 24～R7. 2. 2 書道・写真コンテスト
(松山酒ミュージアム)

○ とっておきの音楽祭への支援

「心のバリアフリー」を目指し、障害の有無に関わらず共に参加できる屋外音楽イベント「とっておきの音楽祭」を支援しました。新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少したものの、毎年200を超えるグループが出場し、約2,500人の発表機会となるとともに、約26万人の来場者に文化芸術の鑑賞機会を提供しました。



R6. 6. 2 とっておきの音楽祭
(東一番町商店街ほか)

○ 障害者芸術文化活動への支援

障害者芸術活動支援センターを県内に設置し、相談・支援、支援人材の育成、芸術文化活動に参加する機会の確保を行いました。平成30年度から県事業として実施しており、令和6年度の活動や作品を紹介する展示会には初年度の約2千人を大きく上回る約3千3百人が来場し、障害者の芸術文化活動の発信や体験機会の提供に寄与しました。



R7. 1. 31～2. 5
第7回障害のある人と芸術文化活動に関する見本市（せんだいメディアテーク）

○ みやぎの文化育成支援事業の実施

青少年の豊かな人間形成を図ることを目的とした演劇鑑賞会・音楽会の開催や、芸術に関心を寄せる人々の層を広げ、優れた芸術作品を鑑賞する機会を広く提供し、多くの方々の創作意欲の向上に寄与されてきた美術展を支援しました。また、県民に優れた芸術鑑賞の機会を提供するため、地方音楽祭を毎年約5市町で開催するなど、文化芸術の鑑賞・体験機会を提供しました。



R4. 10. 20 巡回小劇場
(登米市立登米小学校)

○ 「東北文化の日」事業の実施

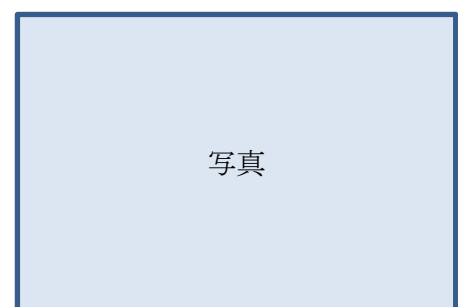
東北全体の文化力の発揮と圏域内外の交流人口の拡大を図るため、東北6県と仙台市が協働して、毎年10月の最終土曜日と翌日曜日を「東北文化の日」とし、文化施設の無料(割引)展示や各種イベントを実施しました。毎年、約200の施設が参加し、イベントを実施することで、圏域内外に文化資源の情報を総合的に発信するとともに、文化施設を基点として圏域内外の交流人口の拡大を図りました。



東北文化の日2024ポスター

○ 明るい長寿社会づくり推進事業の実施

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するための意識啓発等を支援し、高齢者の文化活動として創作作品の募集・展示を通して、ふれあいと生きがいづくりを促進するため、シニア美術展を開催しました。毎年100～200件の作品の出展があり、高齢者の文化活動による豊かで生きがいのある高齢期の実現に寄与することができました。



(写真の説明)

5 文化芸術を振興する意義

- 文化芸術は、創造力と感性に富んだ豊かな人間性を養うものであり、人々に感動や精神的な安らぎをもたらすなど、人が人らしく生きるための糧となるものです。
- 文化芸術が生み出すコミュニケーションは、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する地域社会の基盤となるものです。
- 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展を担う側面を有しており、地域経済の発展に寄与する可能性を持っています。
- 文化芸術の交流を通じて、国内外の地域と互いの文化芸術を理解し、尊重し、多様性を認め合うことは、平和の礎となり、相互理解の促進や地域の活性化につながるものです。

このように、文化芸術が有する力は多様であり、社会的・経済的に様々な場面で役割を果たすことが期待されています。特に、東日本大震災やその後も各地で頻発している自然災害からの復興には、人々の心の癒しや交流の活発化、地域の活性化などの様々な面で文化芸術の活用が不可欠です。また、国内においては少子高齢化・国際化の進展や、国際情勢においては大国間競争の激化や紛争の勃発等の大きな転換期を迎えている中で、文化芸術は相互理解を促進したりコミュニケーションを活発化したりするなど様々な力を持っており、その活用の重要性は今後も高まっていくものと考えられることから、みやぎという枠のみならず広い視点で文化芸術の振興の意義を認識し、施策の展開を図っていきます。

第3章 基本目標とめざす姿

1 基本目標

文化芸術・人・社会の“高”循環の創出

文化芸術は、人々に感動をもたらし、豊かな人間性を養い、人々が協働・共生する社会の基盤となります。そして、新たな需要や高い付加価値を生み出すことで社会の発展を促し、社会の発展によって、文化芸術は着実に継承され発展し、新たな価値を創造して、人々に多くの恵沢をもたらします。

第4期ビジョンにおいても、こうした文化芸術・人・社会の質の高い好循環（“高”循環）を創出させるため、県の新たな文化芸術中心拠点である新県民会館の活用に向けた取り組みや県内各地での文化芸術活動の推進等の取り組みを通して、文化芸術の良さや素晴らしさを感じ取る鑑賞による学びや創造する喜びなどとの出会いをすることで、県民一人ひとりの文化意識を醸成し、新たな価値の創造による社会の発展と次世代への裾野拡大を図っていきます。

文化芸術の香り高いみやぎの実現

基本目標である「文化芸術・人・社会の“高”循環の創出」により、条例で掲げる「文化芸術の香り高いみやぎ」を実現し、各主体が以下のような状態になることを目指します。

○県民

- ・アートや文芸に触れる機会に恵まれ、充実した生活を送っている。
- ・人と人、地域がつながり、地域の文化への愛着が深まっている。

○文化芸術関係者

- ・創作活動や保存・継承活動が盛んに行われている。
- ・新たな活動の刺激となるジャンルを超えた出会いや交流が生まれている。

○地域

- ・地域の文化の希少性や素晴らしさが認知され、次世代に引き継がれる。
- ・移住・居住を促し、担い手として参画できる活動しやすい魅力的な環境になっている。

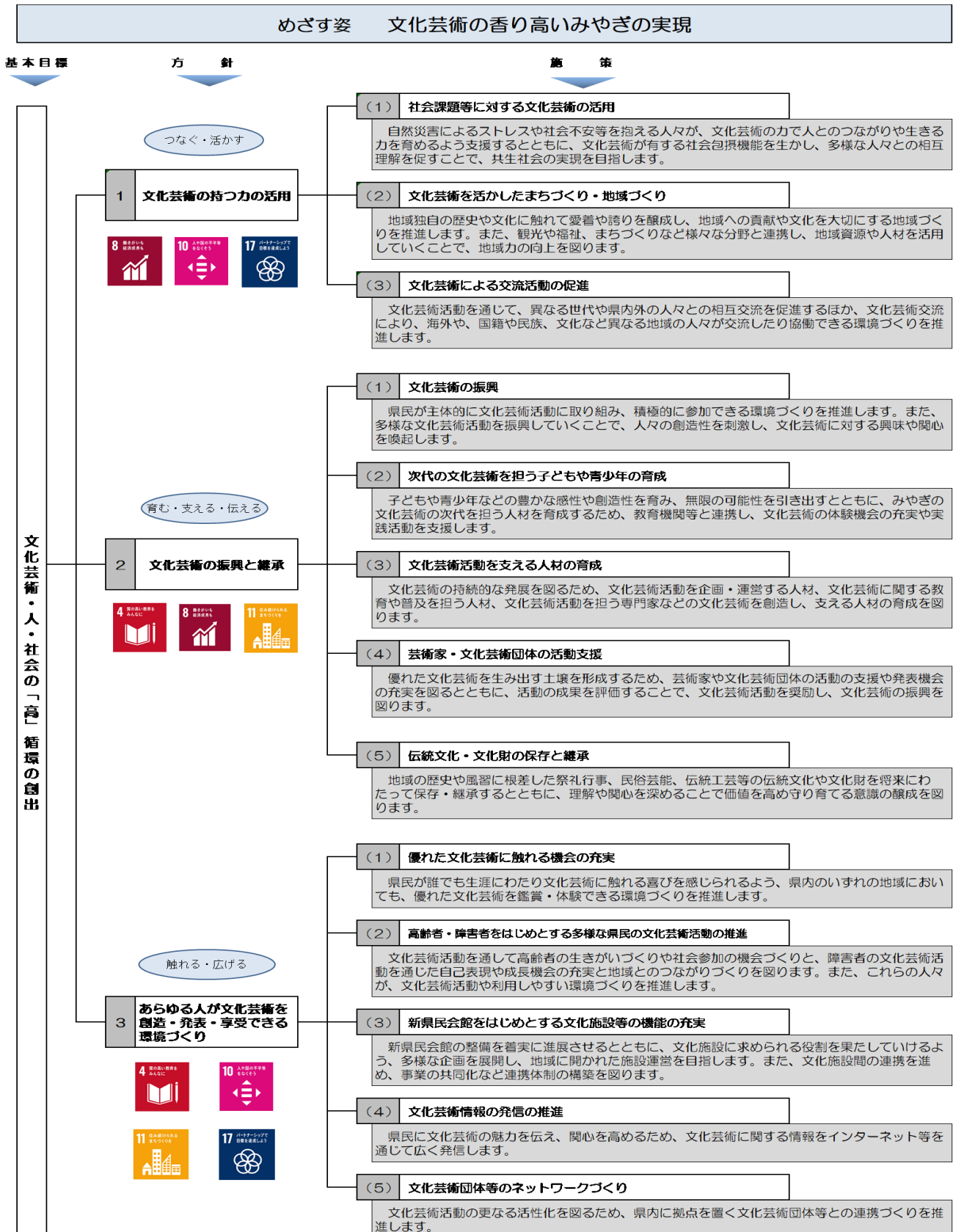
○県内経済・企業

- ・多くの人を訪れ、地域振興や経済の活性化につながっている。
- ・アートを用いてクリエイティブな面が磨かれ、新たなアイデアの創出や多様なネットワークの形成等、企業価値の向上につながっている。

第4章 施策の展開

本章は、めざす姿と基本目標を実現するために定めた3つの方針を示すとともに、それぞれの方針のもと今後取り組んでいくべき項目を施策として取りまとめたものです。

1 施策体系図



2 重点的施策

施策をより効果的に展開していくため、下記のとおり方針ごとに本ビジョンの計画期間における重点的施策を定めます。

方針1 文化芸術の持つ力の活用

(2) 文化芸術を生かしたまちづくり・地域づくり

文化芸術活動は、身体的な状況や国籍、年齢などに関わらず全ての人が参画できる素晴らしいツールになり得るものです。そのような中で、共生社会の実現や社会課題の解決、観光資源としての活用など、文化芸術が有する価値や波及効果の活用が更に求められています。文化芸術活動を通じて、様々な人々が地域や人とのつながりを感じて愛着を持ち、自ら地域の活動に参画していけるよう促進するとともに、様々な分野と文化芸術が連携して地域の課題に取り組んでいけるような地域社会の形成を図ることが重要と考え、施策を推進します。

方針2 文化芸術の振興と継承

(4) 文化芸術活動を支える人材の育成

人口減少や少子高齢化等の影響により、地域のコミュニティ等が衰退し担い手の確保が難しくなっている中で、文化芸術活動が持続的に行われていくためには、それを支える人材の育成は不可欠です。また、県の新たな文化芸術の中心拠点となる新県民会館は、既存の施設よりも大きくかつ用途も拡大することから、施設の運営を担う体制の整備が急務であることや、新県民会館が本県の文化活動の拠点として県立の文化ホールの役割を自覚し、県内の公立ホールの運営や取組みを牽引していく上でも、人材を育成していくことが重要であると考え、こちらを重点的施策とします。

方針3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり

(3) 新県民会館をはじめとする文化施設等の機能の充実

新しい県民会館は新たな県の文化芸術中心拠点として重要な役割を担う施設です。新県民会館が、開館後に「みせる（魅力あるプログラムの提供）」「育てる（次代を担う人材の育成）」「広げる（交流・連携・共創・継承の活動を広げる）」の3つの視点で様々な取組みを展開し、県民が文化芸術に親しむ環境の更なる充実を図っていくとともに、県立の文化施設として県内の他の文化施設の参考となる役割を発揮できるよう、今回の計画期間においては、その着実な整備と開館後の事業展開に向けた連携強化等の取組みを進めることが重要と考え、こちらを重点的施策とします。

3 各施策の説明

方針1 文化芸術の持つ力の活用

つなぐ・活かす

文化芸術基本法の改正において、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野の施策との連携の視点が追加されたことや、さらに、東日本大震災を始めとする大規模災害からの復興や新型コロナウイルス感染症の影響下での社会経済活動の再生において果たすべき役割を踏まえ、文化芸術の持つ力を活用して、様々な分野と連携することで、地域力の向上を図る必要があります。

(1) 社会課題等に対する文化芸術の活用

- ① 自然災害や新たな感染症の脅威等によるストレスや社会不安を抱える方等が文化芸術に親しむ機会の充実を図り、生きがいや将来への活力を育む施策の推進に取り組みます。
- ② SDGs（持続可能な開発目標）における誰一人取り残さない社会の実現に向けて、年齢、性別、身体的特徴等の区別なく、また、社会的弱者の自己表現・自立支援・社会参画にもつながる、文化芸術の社会包摂機能を活用した施策の推進に努めます。
- ③ 文化芸術を通じて、社会包摂に理解のあるコミュニティの形成を牽引していくような団体の活動を支援するよう努めます。

取組事例

- 文化芸術体験促進事業 【消費生活・文化課】
- 明るい長寿社会づくり推進事業 【長寿社会推進課】
- みやぎシニアカレッジ運営事業 【長寿社会推進課】
- 障害者の書道・写真コンテスト 【障害福祉課】
- とっておきの音楽祭開催事業 【障害福祉課】
- 障害者芸術文化活動支援事業 【障害福祉課】
- 多文化共生推進事業 【国際政策課】

(2) 文化芸術を活かしたまちづくり・地域づくり 【重点】

- ① 行政及び住民が連携して地域の伝統文化や歴史的な街並みを活用し、「そこにしかない生活や文化の価値を生かした地域づくり」を進めることで、地域の評価を高め、人々にコミュニケーションの場を提供することに努めます。
- ② 住民参加型の文化芸術活動や、地場産業の活性化、地域の誇りとなる街並みづくり等を通して個性あふれる地域づくりを行う住民や団体への支援に努めます。
- ③ 県民に演劇、音楽、民俗芸能等の文化芸術活動の機会を提供している市民劇団、楽団その他の文化芸術活動を行う民間団体、市町村等に対する支援に取り組むことで、地域内のつながりを深め、活力のある地域づくりを進めます。
- ④ 文化芸術を活用した観光、まちづくり、国際交流、教育、福祉、産業等の施策を展開し、地域力の向上に努めます。
- ⑤ まちのギャラリー化、文化街区の形成等、文化芸術を活用したまちづくりの推進に努めます。
- ⑥ 文化芸術に関する製品及びサービス、文化芸術的な付加価値を有する服飾及び装飾品などの関連産業の振興と発信力の向上に努めます。
- ⑦ 大学、企業等との連携により、文化に関する新産業の創出のほか、経営面及び技術面での助成支援に努めます。
- ⑧ 映像、音楽、アニメーション等のコンテンツ産業の振興に努めます。
- ⑨ 公共の建築物等の建築や街路、公園等の公共空間の整備に当たっては、周囲の環境との調和に配慮しながら、文化芸術的要素の活用促進に努めます。
- ⑩ 地域に残る歴史的街並み・建造物を生かした景観づくりや、世界農業遺産に登録された「大崎耕土」をはじめとする農山漁村風景等の文化的景観の保全と形成に努めます。
- ⑪ 地域の歴史、風土、産業と密接に関わりながら継承されてきた地域固有の言葉や衣食住にまつわる「暮らしの文化」は、地域の人々の心の拠り所になるとともに、新たな観光資源として地域振興にもつながる可能性を秘めていることから、掘り起こしや活用にあつめます。

取組事例

- 地域文化サポート事業（芸術銀河） 【消費生活・文化課】
- 東北文化の日 【消費生活・文化課】

- 青年地域活動促進事業 【生涯学習課】
- 日本遺産推進事業 【文化財課】
- 宮城県民間非営利活動プラザ（みやぎNPOプラザ）の運営 【共同参画社会推進課】
- 障害者芸術文化活動支援事業 【障害福祉課】
- 伝統的工芸品産業振興費補助金 【新産業振興課】
- みやぎデジタルフォトライブラリー 【観光戦略課】
- SNSやVRなどを活用した観光資源の魅力向上 【観光戦略課】
- 大型観光イベントへの支援 【観光戦略課】
- 外国青年招致事業 【国際政策課】
- むらまち交流拡大推進事業 【農山漁村なりわい課】
- みやぎの地域資源保全活用支援事業 【農山漁村なりわい課】
- みやぎの景観形成事業 【都市計画課】
- 郷土の自然や伝統などを活用した観光資源の発掘や磨き上げ 【観光戦略課】

（３）文化芸術による交流活動の促進

- ① 全国規模の文化芸術交流の場に加え、文化芸術を通じた県内及び県外の地方公共団体、文化芸術団体等との交流の推進により、地域の文化芸術活動の活性化に取り組みます。
- ② 地域の祭礼行事や地域の文化資源を生かした文化芸術活動を通してコミュニティを再生する取組が各地に広がるよう、その支援に努めます。
- ③ 学校教育で行われる文化芸術鑑賞・体験機会に広く地域住民が参加することにより世代間交流の促進が図られるよう努めます。
- ④ 海外との友好や相互理解の促進を図るため、文化芸術交流の推進に努めます。
- ⑤ 県内在住外国人との協働や地域の受け入れ態勢の強化など国際交流を活発にするための環境整備に取り組みます。
- ⑥ 海外の文化芸術に対する活動・発表機会の提供に努めます。
- ⑦ 民間団体、企業等の海外との交流窓口を活用して多面的な交流促進に努めます。
- ⑧ 文化資源を活用した文化観光の取組を推進し、交流人口の拡大を図ります。

取組事例

- 東北文化の日 【消費生活・文化課】
- むらまち交流拡大推進事業 【農山漁村なりわい課】
- みやぎの文化育成支援事業（国民文化祭派遣支援） 【生涯学習課】
- 青年地域活動促進事業 【生涯学習課】
- 外国青年招致事業 【国際政策課】
- 多文化共生推進事業 【国際政策課】
- 「みやぎ海外絆大使」の委嘱 【国際政策課】
- 慶長使節船ミュージアム管理運営等事業 【消費生活・文化課】

取組事例	測定単位	基準値（R 6）
地域文化サポート事業	交付団体数	—
東北文化の日	参加施設数	229 施設
	参加イベント数	268 イベント
みやぎデジタルフォトライブラリー	ダウンロード数	186,903 ダウンロード
大型観光イベントへの支援(仙台七夕まつり・SENDAI 光のページェント)	入込数	2,036,000 人・ 2,050,000 人
外国青年招致事業	受入者数	61 人
多文化共生推進事業	研修会・イベント実施回数	77 回
「みやぎ海外絆大使」の委嘱	委嘱者数	14 人
むらまち交流拡大推進事業	派遣回数	3 回
みやぎの地域資源保全活用支援事業	支援地域数	0 地域
みやぎの景観形成事業	普及啓発実施回数	4 回
青年地域活動促進事業	参加者数	3,032 人
日本遺産推進事業	住民ガイド養成数	227 人

方針 2 文化芸術の振興と継承

育む・支える・伝える

文化芸術は、県民が生活を営む上で必要不可欠のものであり、県民全体の社会的財産です。これまで長い歴史を通じて、先人の地道な努力により受け継がれてきたその価値を維持、継承、発展させていくために、文化芸術活動を担う人材を育成、支援していく必要があります。

また、特色ある地域文化や生業等、地方・都市部それぞれの地域に伝わる有形・無形の文化資源を調査・保存・活用して、地域文化の価値醸成や地域コミュニティの再生、活性化を図っていく必要があります。

(1) 文化芸術の振興

- ① 県民が主体となつて行う文化芸術活動を支援し、地域に活動の輪を広げるとともに、「みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）」等の県内各地における企画をさらに充実させるなど、県全体での文化芸術振興に努めます。
- ② 自由な発想に基づく創作活動が活発に行われるよう、特定の分野に偏ることなく多様な文化芸術活動の振興に努めます。
- ③ コンテンツ産業の活性化や観光資源として地域振興等にも大きな効果を発揮でき、世界的にも高い評価を得ているメディア芸術の振興に努めます。

取組事例

- みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河） 【消費生活・文化課】
- 宮城県芸術祭への支援 【消費生活・文化課】
- みやぎ県民文化祭への支援 【消費生活・文化課】
- 芸術選奨 【消費生活・文化課】

(2) 次代の文化芸術を担う子どもや青少年の育成

- ① 豊かな感性、柔軟な発想等、子どもがもつ無限の可能性を引き出し育てることにより、本県の文化芸術活動の牽引役となる人材の育成に努めます。
- ② 学校教育と連携した文化芸術活動の充実により、地域交流や世代間交流、高齢者や障害者等との交流の促進が図られるよう努めます。
- ③ 学校教育の場における、優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供に取り組みます。
- ④ 文化芸術に関する体験学習の機会を充実させ、個性、感性及び創造性を育む環境づくりに努めます。
- ⑤ 演劇や各種の舞踊等の身体表現芸術を学校教育に生かす実践活動の推進に努めます。
- ⑥ 次代の文化芸術の担い手となる青少年が、文化芸術活動を通して豊かな人間性を形成し、創造性を育むことができる環境づくりに努めます。
- ⑦ 青少年の文化芸術活動に対する助成・支援や各種顕彰制度、奨学制度の充実に努めます。
- ⑧ 文化芸術活動を通じた青少年の健全育成への取組を支援します。

取組事例

- 舞台ワークショップ・美術ワークショップ・音楽アウトリーチの実施（芸術銀河） 【消費生活・文化課】
- 若手芸術家育成事業（芸術銀河） 【消費生活・文化課】
- 児童文化普及事業 【子育て社会推進課】
- 文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業） 【生涯学習課】
- 文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業） 【生涯学習課】
- みやぎの文化育成支援事業（宮城県巡回小劇場・青少年劇場小公演）
【生涯学習課】
- 文化芸術による子供育成総合事業（子供 夢・アート・アカデミー）
【生涯学習課】
- みやぎの文化育成支援事業（地方音楽会） 【生涯学習課】
- みやぎの文化育成支援事業（高等学校文化活動への支援） 【生涯学習課】
- 少年の主張大会実施事業 【共同参画社会推進課】

（３）文化芸術活動を支える人材の育成 【重点】

- ① 文化芸術活動の担い手が、地域社会の一員として、様々な社会課題にアプローチし、アートの手法によって課題解決に取り組むことができるよう、人材育成や団体支援に努めます。
- ② 文化芸術を継承し、発展及び創造していくために、芸術家等の育成のみならず、文化施設や文化芸術団体の管理運営者、企画・管理担当者（アートマネージャー等）、舞台芸術担当職員、学芸員、文化ボランティア等幅広い人材の育成及び研修への支援によるスキルの養成に努めます。
- ③ 文化芸術活動の担い手と行政・企業・県民等との間に立ち、両者をつなぐ役割を果たす中間支援人材の育成や支援に努めます。

取組事例

- 県民会館管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- みやぎの文化育成支援事業（地方音楽会） 【生涯学習課】
- みやぎの文化育成支援事業（高等学校文化活動への支援） 【生涯学習課】
- アートマネジメント等が行える人材の育成支援

- 地域文化サポート事業（地域文化コーディネーターの配置） 【消費生活・文化課】
- 地域文化サポート事業（団体への補助） 【消費生活・文化課】
- 文化芸術体験促進事業 【消費生活・文化課】

（４）芸術家・文化芸術団体の活動支援

- ① 優れた文化芸術を生み出す土壌を形成するため、芸術家・文化芸術団体等の創意工夫にあふれた活動を支援し、制作環境の整備や発表・発信する機会の充実に努めます。
- ② 活動の成果を評価することにより、みやぎを代表するトップクリエイターの発掘や文化芸術活動の奨励を図ります。
- ③ 新県民会館を核とした文化芸術活動の更なる発展及び地域の文化芸術の牽引役の育成のため、若手の芸術家の発掘及び活用を図ります。

取組事例

- 宮城県芸術祭への支援 【消費生活・文化課】
- みやぎ県民文化祭への支援 【消費生活・文化課】
- 芸術選奨 【消費生活・文化課】
- 文化芸術行事の後援 【消費生活・文化課】
- 障害者による文化芸術行事への後援 【障害福祉課】
- みやぎの文化育成支援事業（展示会等支援） 【生涯学習課】
- みやぎの文化育成支援事業（国民文化祭派遣支援） 【生涯学習課】
- 新県民会館で企画制作を行う芸術家（アソシエイト・ディレクター）の登用 【消費生活・文化課】

（５）伝統文化・文化財の保存と継承

- ① 人口減少や少子高齢化、東日本大震災などの影響により、衰退の危機に見舞われている地域の歴史や風習に根ざした祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化や文化財を、将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、歴史・伝統文化に対する県民の理解や関心を深め、これらを尊重する心を育てるために必要な環境づくりに取り組みます。

- ② 発表機会の拡充や担い手確保に向けた環境整備への支援など、伝統文化の価値を伝え、次代につなぐための取組に努めます。
- ③ 地域の歴史と伝統を生かし未来へ継承するため、伝統文化の後継者や、文化財等の保存技能者の育成に努めます。
- ④ 地域への愛着や誇りの形成を図るため、地域の歴史、風土、産業と密接に関わりながら継承されてきた地域固有の言葉や衣食住にまつわる「暮らしの文化」の継承に努めます。
- ⑤ 「暮らしの文化」の中でも地域に受け継がれている伝統食材や郷土料理といった食文化は、地域固有の資源としての価値が高く地域振興や食育などにもつながることから、関係機関等と連携・協働し、保存と継承に努めます。

取組事例

- 民俗芸能等伝承支援事業（芸術銀河） 【消費生活・文化課】
- 伝統工芸品産業振興費補助金 【新産業振興課】
- みやぎの地域資源保全活用支援事業 【農山漁村なりわい課】
- 指定文化財管理費助成事業 【文化財課】
- 史跡等保存事業 【文化財課】
- 有形文化財保存事業 【文化財課】
- 無形文化財等保存事業 【文化財課】
- 食生活改善普及事業 【健康推進課】
- みやぎの食育推進戦略事業 【健康推進課】

取組事例	測定単位	基準値（R6）
みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）	参加者数	1,008,969人
宮城県芸術祭	来場者数	22,538人
みやぎ県民文化祭	来場者数	1,826人
民俗芸能等伝承支援事業	交付決定者数	—
若手芸術家育成事業	参加者数	631人
芸術選奨	受賞者数	8人
舞台ワークショップ・美術ワークショップ・音楽アウトリーチ	参加者数	5,000人
文化芸術による子供育成総合事業（巡回公演事業）	公演数	16公演
文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）	派遣回数	50回
文化芸術による子供育成総合事業（子供夢・アート・アカデミー）	実施件数	0件

みやぎの文化育成支援事業（宮城県巡回小劇場・青少年劇場小公演）	鑑賞者数	6,745 人
みやぎの文化育成支援事業（展示会等支援）	来場者数	6,955 人
少年の主張大会実施事業	参加生徒数	8,663 人
児童文化普及事業	参加者数	82 人
みやぎの文化育成支援事業（国民文化祭派遣支援）	派遣者数	35 人
みやぎの文化育成支援事業（高等学校文化活動への支援）	参加者数（県・全国）	5,491 人・280 人
伝統的工芸品産業振興費補助金	交付決定者数	8 者
指定文化財管理費助成事業	補助対象事業数	13 事業
史跡等保存事業	補助対象事業数	2 事業
有形文化財保存事業	補助対象事業数	3 事業
無形文化財等保存事業	補助対象事業数	51 事業

方針 3 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり

触れる・広げる

文化芸術は限られた人々だけの特別なものではなく、全ての県民のものです。子供から高齢者、障害者や県内在住の外国人など全ての県民が、生涯を通じて居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を創造・発表・享受できる環境を整備し、文化芸術による社会包摂が図られる施策を推進する必要があります。

（１）優れた文化芸術に触れる機会の充実

- ① 「文化芸術は手が届かない高尚なもの」という意識を変え、県民がだれでも生涯にわたって文化芸術に触れる喜びを自分のものにし、個人が持つ潜在的な力を引き出すことができるよう、県内のいずれの地域においても優れた文化芸術を鑑賞・体験することができる環境づくりに努めます。
- ② 社会的、身体的な状況や障害の有無にかかわらず、あらゆる人々が文化芸術活動に携わる機会を阻害されることなく、文化芸術を創造・発表・享受できるよう努めます。
- ③ 家庭においても文化的な生活を送ることができるよう、家族で文化芸術を楽しめる機会の提供に努めます。

取組事例

- 舞台ワークショップ・美術ワークショップ・音楽アウトリーチの実施（芸術
銀河） 【消費生活・文化課】

- 文化芸術体験促進事業 【消費生活・文化課】
- 県民ロビーコンサート 【消費生活・文化課】
- 東北文化の日 【消費生活・文化課】
- みやぎの文化育成支援事業（展示会等支援） 【生涯学習課】
- みやぎの文化育成支援事業（地方音楽会） 【生涯学習課】
- 美術館の利用促進と機能充実（教育普及事業） 【生涯学習課】
- 優秀映画鑑賞推進事業 【生涯学習課】
- 東北歴史博物館教育普及事業 【文化財課】

（２）高齢者・障害者をはじめとする多様な県民の文化芸術活動の推進

- ① 高齢者が文化芸術活動を通して生きがいを見いだすことができる環境づくりに努めます。
- ② 障害者が文化芸術活動を通して自己実現し、自信と誇りを高めることができる環境づくりに努めます。
- ③ 高齢者、障害者等の利用に配慮した文化施設等の環境整備に努めるとともに、手話通訳者、要約筆記者の派遣等の合理的配慮等、利用しやすい環境の向上を図ります。

取組事例

- 明るい長寿社会づくり推進事業 【長寿社会政策課】
- みやぎシニアカレッジ運営事業 【長寿社会政策課】
- 障害者の書道・写真コンテスト 【障害福祉課】
- とっておきの音楽祭開催事業 【障害福祉課】
- 障害者芸術文化活動支援事業 【障害福祉課】
- 合理的配慮の提供事業 【障害福祉課】

（３）新県民会館をはじめとする文化施設等の機能の充実 【重点】

- ① 文化施設を県民により身近で利用しやすい場所とするため、公立文化施設の企画力やマーケティング能力、事業遂行能力の向上とともに、県民との協働企画など、県民ニーズに応じた多様な企画が推進されるよう努めます。
- ② 文化施設間の連携を進め、事業の共同化など連携体制の構築に努めます。

- ③ 地域に根ざした個性ある展示企画の促進を図り、多様な創作活動や鑑賞・発表の場の拡充促進に努めます。
- ④ 学校教育と社会教育の連携を図り、施設の効率的な活用により、生涯学習の充実に取り組みます。
- ⑤ 児童館・公民館など、県民に身近な施設が文化芸術活動拠点として活用されるよう努めます。
- ⑥ 県の文化芸術の発展を図るため、新たな県の文化芸術拠点となる新県民会館の整備を着実に進めます。
- ⑦ NPO等多様な活動主体との連携を図り、社会課題の解決につながるようなプログラムの構築等に努めます。
- ⑧ 新県民会館を核とした文化芸術活動の発展に向けて、開館に向けた専門人材の登用等の組織体制の強化や開館後のプログラムの検討等を進めます。
- ⑨ 新県民会館を活用し県民と一体となった文化芸術活動を推進するため、運営主体の企画力の向上に向けた事業を展開し、開館後の自主事業の充実化を図ります。

取組事例

- 県民会館管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- 慶長使節船ミュージアム管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- 美術館の利用促進と機能充実（美術作品等の展示事業） 【生涯学習課】
- 美術館の利用促進と機能充実（美術作品等の収集、保存事業） 【生涯学習課】
- 東北歴史博物館企画展示事業 【文化財課】
- 展示施設としての児童館・公民館等の活用
- 地域文化サポート事業（地域文化コーディネーターの配置） 【消費生活・文化課】
- 文化芸術体験促進事業 【消費生活・文化課】
- 新県民会館の整備 【消費生活・文化課】
- 新県民会館の開館に係る広報やプレ事業の実施 【消費生活・文化課】
- 新県民会館に配置する専門人材の登用 【消費生活・文化課】
- 文化施設職員等を対象にした研修会等の開催 【消費生活・文化課】

(4) 文化芸術情報の発信の推進

- ① 文化芸術に関する情報を広く収集し、県民の関心を引き起こすような充実した情報を発信するとともに、定期的な情報更新に取り組みます。
- ② 県民が国や県の文化芸術振興施策等を把握し、活用することができるよう、相談、助言等の窓口機能の充実に努めます。
- ③ 情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援に努めます。
- ④ 公共施設の活用により、地域の個性的な文化芸術の発信に努めます。
- ⑤ 新県民会館のPRや工事進捗等の広報活動を展開することで、開館に向けた機運醸成を図ります。
- ⑥ SNS等を活用しデジタルネイティブ世代が文化芸術に興味・関心を持てるよう情報発信を図ります。

取組事例

- 県民会館管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- 地域文化サポート事業（地域文化コーディネーターの配置） 【消費生活・文化課】
- 美術館の利用促進と機能充実（広報・研究事業） 【生涯学習課】
- 新県民会館の開館に係る広報やプレ事業の実施 【消費生活・文化課】

(5) 文化芸術団体等のネットワークづくり

- ① 文化芸術活動の更なる活性化を図るため、県内に拠点を置く文化芸術団体等との連携及び支援に努めます。
- ② 文化芸術団体と、芸術家またはアートマネージャー等をつなぎ、実行力のある文化芸術施策の推進に努めます。

取組事例

- 県民会館管理運営等事業 【消費生活・文化課】
- 地域文化サポート事業（地域文化コーディネーターの配置） 【消費生活・文化課】

- 地域文化サポート事業（団体への補助） 【消費生活・文化課】
- 文化芸術体験促進事業 【消費生活・文化課】
- 芸術家、アートマネージャー及び文化芸術団体の相互交流の推進

取組事例	測定単位	基準値（R 6）
文化芸術体験促進事業	参加者数	—
県民ロビーコンサート	来場者数	4,570 人
県民会館管理運営等事業	大ホール利用人員数	191,397 人
慶長使節船ミュージアム管理運営等事業	入館者数	10,706 人
明るい長寿社会づくり推進事業	来場者数	660 人
みやぎシニアカレッジ	卒業者数	69 人
障害者の書道・写真コンテスト	出展数（書道・写真）	196 点・14 点
とっておきの音楽祭開催事業	出場グループ数	266 グループ
障害者芸術文化活動支援事業	展示会来場者数	3,352 人
優秀映画鑑賞推進事業	実施件数	1 件
みやぎの文化育成支援事業（地方音楽会）	来場者数	2,641 人
美術館の利用促進と機能充実（美術作品等の展示事業）	観覧者数（常設・特別）	—
美術館の利用促進と機能充実（教育普及事業）	通常事業利用者数	—
美術館の利用促進と機能充実（美術作品等の収集、保存事業）	収集点数	—
美術館の利用促進と機能充実（広報活動事業）	特別展優待券配布数	—
美術館の利用促進と機能充実（刊行物の出版事業）	フォロワー数	11,058 人
東北歴史博物館企画展示事業	観覧者数	142,151 人
東北歴史博物館教育普及事業	利用者数	59,691 人

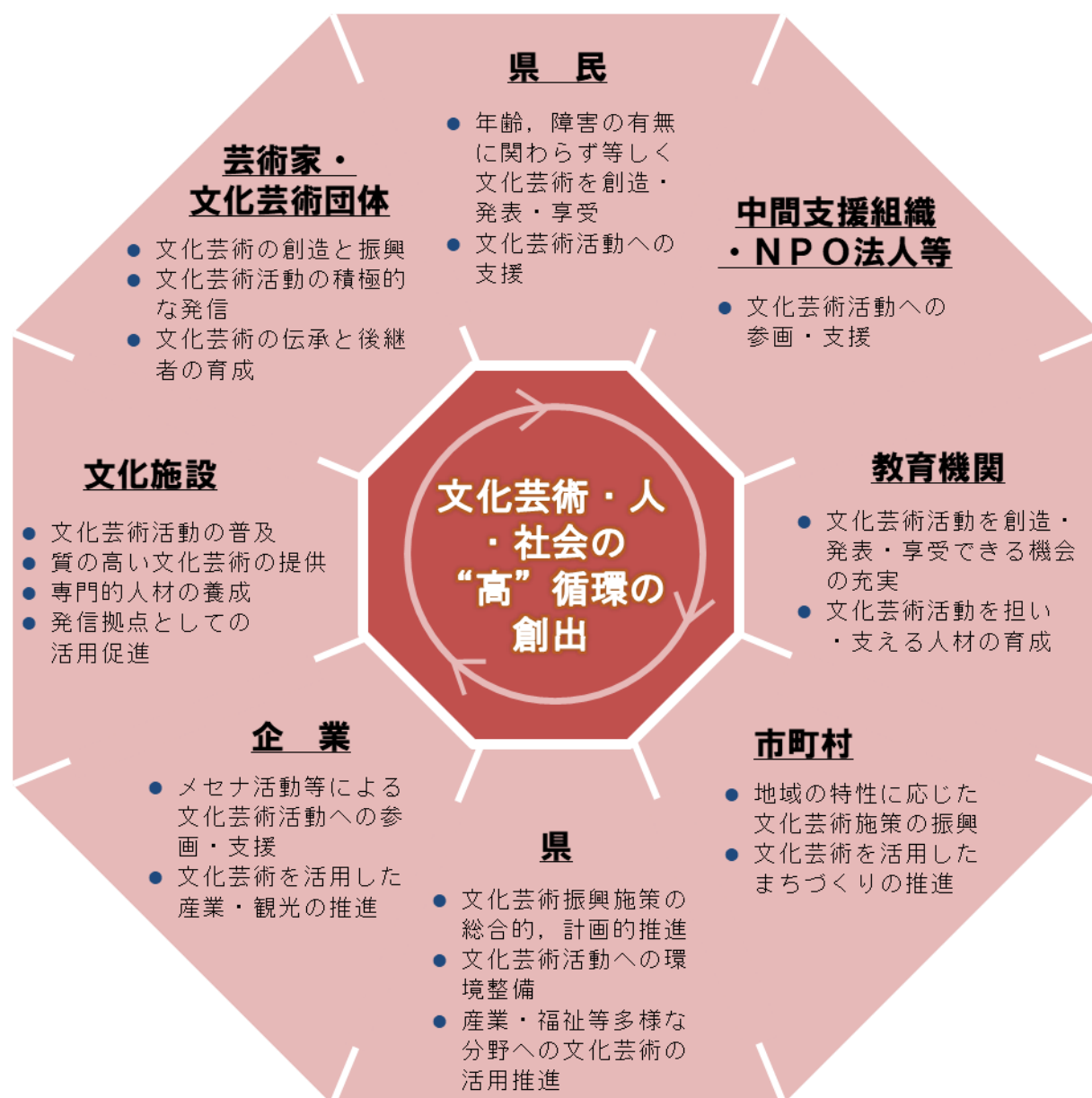
第5章 推進体制

1 推進体制

県は、宮城県文化芸術振興審議会での審議、庁内関係各課との情報共有、県民の意向等の活用により文化芸術振興施策を着実に推進するとともに、以下のとおり関係機関との連携・協働等を図っていきます。

- (1) 国の文化芸術施策の動向を把握し、県の施策への反映に努めるとともに、国の各種施策の活用を図ります。
- (2) 新たな県の文化芸術中心拠点である新県民会館の機能を存分に発揮し、効果的に事業を展開できるよう、運営を担う団体と事業の協力等を通じて連携・協働を図ります。
- (3) 市町村の行う文化芸術振興施策に関し、助言その他の支援を行うとともに、市町村と県のパートナーシップによる連携の強化を図り、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。
- (4) 事業の実施等を通じてNPO法人等民間団体との情報共有に努め、そのノウハウを文化施設の運営等に積極的に生かせるような体制づくりに努めます。
- (5) 企業の文化事業、メセナ活動、企業の有する文化施設の開放及び企業内の文化芸術活動等の促進及び支援に努め、企業との連携を図ります。
- (6) 事業の実施等を通じて高等学校、大学等の教育機関や福祉機関との連携に努め、専門的知識を活用した文化芸術の振興を図ります。
- (7) 文化芸術活動を担う個人及び団体の自主性、創造性を尊重し、その能力が十分発揮されるよう環境の整備を図ります。
- (8) 県外や海外等との広域的な文化芸術交流、情報交換を通じて、相互の文化芸術活動の活性化を図ります。

また、県は「文化芸術・人・社会の“高”循環」の創出のため、文化芸術に携わる各主体に下記の役割を期待し、連携・協働を図っていきます。



2 進行管理

宮城県文化芸術振興審議会等で、毎年、施策及び取組状況について検証しながら、第4期ビジョンの進行管理を行います。

また、文化芸術を取り巻く状況の変化等を踏まえ、随時、必要とされる取組、文化芸術の振興に関する基本的事項及びその他必要な事項について審議し、必要に応じて見直しを実施することとします。

なお、検証にあたっては、下記のとおり全体指標及び方針ごとの指標を設定し活用していくほか、関係者への聞き取り等を通じた定性的な評価にも努めていきます。

【全体指標】

みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）参加者アンケート（約2,000人回答）

No	内容	R6数値 （「非常にそう思う」 「ややそう思う」と答 えた人の割合の合計）	R12 目標値
1	あなたの身近な所で、文化芸術は観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など様々な分野に活用されることで、地域の活性化に役立っていると思いますか。	76.5%	82.0%
2	あなたは、居住する地域にかかわらず、文化芸術作品を創作し発表や鑑賞を行う場が整っていると思いますか。	38.1%	48.0%

【方針ごとの指標】

○方針1

関連施策	内容	R6数値
(1)	みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）参加者アンケートの「あなたは、東日本大震災をはじめとする大規模災害で被災した方々や様々な社会不安に対する心のケアのために、文化芸術の果たす役割は大切だと思いますか。」の質問に「非常にそう思う」「ややそう思う」と答えた人の割合の合計	76.5%
(2)・(3)	慶長使節船ミュージアムへの入館者数	10,706人

○方針 2

関連施策	内容	R 6 数値
(1)	みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）参加者数	1,008,969 人
(3)	文化芸術体験促進事業参加者数	—

○方針 3

関連施策	内容	R 6 数値
(1)	舞台ワークショップ・美術ワークショップ・音楽アウトリーチ（芸術銀河）参加者数	5,000 人
(2)	県民会館大ホール利用人員数	191,397 人